

(仮称) サントリー神奈川工場建設事業に係る環境影響予測評価書案の概要

1 対象事業の名称等

- (1) 対象事業の名称 (仮称) サントリー神奈川工場建設事業
(2) 事業者 サントリー株式会社
所在地 大阪府大阪市北区堂島浜2-1-40
代表者 代表取締役社長 佐治 信忠
(3) 事業の種類 工場、事業場の建設
(4) 対象事業の目的

清涼飲料水の需要増に対応し、首都圏における供給能力を増強するため、重要生産拠点の整備を行うとともに、これにより地域産業の活性化に寄与することや、環境に十分配慮した工場建設と運営を通して社会的使命を果たすこと、小中学生等への社会教育の場を提供することなど地域社会への貢献を行う。

2 対象事業の位置等

- (1) 実施区域 綾瀬市深谷字与蔵山6690番1他
(2) 実施区域及び周辺地域の環境の特性

実施区域は平成12年まで「日産京浜サービスセンター株式会社 本社・綾瀬工場」が立地していたが、現在は空き地となっている。東側は綾瀬工業団地、南側は工場、配送センター等、西側は戸建て住宅地、北側は厚木基地内米軍住宅に隣接している。

実施区域周辺は台地上の平坦地に広く市街地が分布しており、残存する緑地もスギ・ヒノキ・サワラ植林等自然性の低い植生となっている。

3 対象事業の内容

(1) 対象事業の規模

- 実施区域面積 約132,900平方メートル
- 排水量 1日当たり約5,500立方メートル（公共下水道に排出）
1日当たり約3,500立方メートル（水路（都市下水）に排出）
- 燃料使用量 都市ガス（13A）：1時間当たり約7,000～8,000ノルマル立方メートル
メタンガス：1時間当たり約100ノルマル立方メートル
（排ガス量 湿りガス量合計：1時間当たり約151,000ノルマル立方メートル）

(2) 土地利用計画

区 分	面 積 (平方メートル)	比 率 (パーセント)
建 物	約 65,700	49.4
敷地内通路等	約 36,050	27.1
緑 地	約 25,500	19.2
調整池	約 2,000	1.5
敷地面積	約129,250	—
街区公園	約 1,600	1.2
緑 道	約 1,400	1.1
拡幅道路予定地	約 650	0.5
実施区域面積合計	約132,900	100.0

(3) 建築計画

区 分	建築面積 (平方メートル)	延床面積 (平方メートル)	最高建物高さ (メートル)	
1 期工事	生産棟	約 19,000	約 58,800	約 30
	配送棟	約 14,600	約 90,000	約 45
	附属棟	約 9,400	約 10,500	約 10
	計	約 43,000	約159,300	—
2 期工事	生産棟	約 14,900	約 44,000	約 30
	配送棟	約 7,200	約 53,000	約 45
	附属棟	約 600	約 1,700	約 15
	計	約 22,700	約 98,700	—
合 計	約 65,700	約258,000	—	

(4) 施設計画

○ウーロン茶、コーヒー、炭酸飲料等を製造し、缶製品、ペットボトル製品等として出荷する。生産量は年間5,000万ケース（1期2,500万ケース、2期：2,500万ケース）程度を予定している。1ケースは缶製品は5.7リットルまたは8.4リットル、ペットボトル製品は12リットルが標準である。

(5) 給水計画

○神奈川県企業庁より上水の供給を受ける。給水量は最大で1日当たり8,000ノルマル立方メートルを計画している。

○実施区域内に井戸を設置し、地下水により一部の給水を確保する。給水量は最大で1日当たり約3,500立方メートルを計画している。

(6) 廃棄物処理計画

○製造工程からの排出物や副産物は減量化するとともに積極的に再資源化等を推進していく計画である。最も多く出るウーロン茶、コーヒー豆等の抽出粕である植物性残さ（年間発生量：34,320 t）は有機肥料の原料とし再資源化する計画である。

(7) 施設運用計画

○生産施設、配送施設とも、原則として土・日を含む24時間連続稼働を予定している。

○製品出荷、原材料受入等の車両台数は、2期稼働時の最大月において1日当たり779台である。

4 環境影響予測評価の概要

(1) 環境影響予測評価を実施した評価項目 11項目

- ①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音・低周波空気振動、⑤振 動、
⑥地盤沈下、⑦廃棄物・発生土、⑧電波障害、⑨水 象、⑩景 観、⑪安 全

(2) 環境影響評価の結果

評価項目	評価細目	予測評価結果の概要
大気汚染	一般環境項目 (浮遊粒子状物質、二酸化窒素)	<p>①建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果は、環境基準と同程度であり、二酸化窒素の予測結果は、環境基準を下回る。</p> <p>②工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果は、環境基準を上回るが、寄与率は0.1%程度である。また、二酸化窒素の予測結果は、環境基準を下回る。</p> <p>③施設の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果は、環境基準を下回る。</p> <p>④関係車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果は、環境基準を上回るが、寄与率は0.2%程度である。また、二酸化窒素の予測結果は、環境基準を下回る。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。</p>

	規制項目 (粉じん)	工事内容及び気象状況等により粉じんの発生が予測されるが、適宜散水を行うとともに、必要に応じ、仮設の粉じん防止用の簡易舗装、敷き鉄板・碎石の敷設及び実施区域の一部に養生シート(高さ5m)を設置する等の粉じんの発生・飛散防止対策を講じることから、実施区域周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。
水質汚濁	生活環境項目	施設の稼働に伴い発生する冷却排水は、排出先水路(都市下水)の水質と比較して良好であることなどから、水路(都市下水)の水質に著しい影響を及ぼすことはない。また、「水質の汚濁の防止に関する規制基準」より厳しい自主基準を設定して定期的に水質の監視を行い、異常が発生した場合には、排出先を公共下水道に切り替え、排水できる設備にする計画である。
土壌汚染	土壌汚染	実施区域において環境基準を上回る土壌及び地下水は確認されなかったこと、また、対象事業では土壌及び地下水を汚染するような物質は発生しないことから、実施区域周辺的生活環境に影響を及ぼすことはない。
騒音・低周波空気振動	騒音	<p>①建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルの予測結果は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を下回る。</p> <p>②工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの予測結果は、現況の道路交通騒音レベルが環境基準を上回っていることから、平日においては環境基準を上回ることになるが、増加分は1デシベル以下である。</p> <p>③施設の稼働に伴う工場騒音レベルの予測結果は、「騒音及び振動の防止に関する規制基準」を下回る。</p> <p>④関係車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの予測結果は、現況の道路交通騒音レベルが環境基準を上回っていることから、平日の昼間と夜間及び休日の夜間においては環境基準を上回ることになるが、増加分は1デシベルである。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。</p>
振動	振動	<p>①建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルの予測結果は、「特定建設作業の規制に関する基準」を下回る。</p> <p>②工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、「道路交通振動の限度」を下回る。</p> <p>③施設の稼働に伴う工場振動レベルの予測結果は、「騒音及び振動の防止に関する規制基準」を下回る。</p> <p>④関係車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、「道路交通振動の限度」を下回る。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。</p>
地盤沈下	地盤沈下	供用開始後の地下水は、地表面からおおむね60m以深に分布する第2～第4帯水層から揚水する計画としており、浅層に分布する第1帯水層である相模野礫層からの揚水は行わない。また、実施区域周辺の地層は、第1帯水層と第2帯水層との間に洪積層の固く締まった粘性土層が厚く分布しており、第2帯水層以深の地下水を揚水しても、第1帯水層の地下水位は低下しないことから、地盤沈下は発生しない。これらのことから、実施区域及びその周辺の地盤状況に著しい影響を及ぼすことはない。
廃棄物・発生土	一般廃棄物・産業廃棄物	工事中に発生する建設副産物のうち、可能なものは実施区域内で再利用し、その他は効率的な分別収集を実施する等により再資源化を図り、資源の有効な利用及び適正な処理を確保する計画である。また、供用開始後に施設から発生する一般廃棄物は、綾瀬市の一般廃棄物処理計画に基づき処分する計画であり、製造工程からの排出物や副産物は、減量化するとともに積極的に再資源化等を推進する計画である。これらのことから、実施区域周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすことはなく、可能な限り資源の有効利用が図られる。

電波障害	テレビジョン電波障害	テレビジョン電波障害の発生が予測されるが、建物により電波が遮られることによる遮蔽障害が発生する範囲は、既に共同受信施設によるテレビジョン受信地域に含まれており、ほとんど影響を及ぼさない。ただし、既設共同受信施設に加入していない家屋については、必要に応じ地上躯体工事の進捗に合わせて既設共同受信施設へのつなぎ込み等の適切な対策を講じる。建物に電波が反射することによる反射障害についても、対象事業に起因することが明らかになった場合には、必要に応じ受信アンテナの調整等の適切な対策を講じる。既存の共同受信施設への障害に対しては、ゴースト除去装置の設置、共同受信アンテナの移設等の適切な対策を講じる。これらのことから、実施区域周辺のテレビジョン電波受信に著しい影響を及ぼすことはない。
水 象	地下水	2期工事完了後の施設稼働時の揚水による第2帯水層以深の地下水位低下の予測結果は、実施区域敷地境界付近で3.0m程度、実施区域から1.5km離れた地点で0.5m程度となる。また、揚水試験中に実施区域周辺の井戸の利用状況への影響は生じなかった。さらに、揚水試験の結果によれば、第2帯水層以深の地下水位が低下しても第1帯水層の地下水位は低下しないと考えられる。これらのことから、実施区域周辺の既存井戸等の利用状況に著しい影響を及ぼすことはない。なお、供用開始後は、実施区域において地下水位の監視を継続的に行う計画である。
景 観	景 観	実施区域周辺の身近な慣れ親しんだ景観が変化するが、建物の配置を工夫すること、実施区域外周部に高木を中心とした樹木を多く植栽すること、周辺環境との調和を十分考慮し、派手な色彩を避け、淡色系（グレー、アイボリー又はベージュ系等）の色を基調とした外壁材等を選択することなどから、景観に著しい影響を及ぼすことはない。
安 全	交 通	工事中及び供用開始後ともに実施区域周辺の各交差点における交差点飽和度は、交通流に支障が出るといわれている0.9をいずれも下回る。また、小中学校の通学時間帯と工事関係者や工場勤務者の通勤時間との重なりが少なくなるような配慮、工事用車両や関係車両を短時間に集中させないような時間配分、運転者等に対する安全教育等による交通安全の徹底、工事中の交通整理員の配置等の対策を講じることにより、歩行者・通勤・通学の交通安全を確保する。これらのことから、実施区域周辺の交通流及び実施区域出入口付近の交通安全に著しい影響を及ぼすことはない。

○選定しない項目:悪臭、日照障害、気象、地象、植物・動物・生態系、文化財、レクリエーション資源、地域分断

(3) 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由

審査意見書における指摘事項	事業者の対応
<p>1 評価項目の選定について</p> <p>(1) 大気汚染（粉じん）</p> <p>建設機械の稼働による粉じんは、大規模な土地改変を行わないことなどから選定しないとしているが、造成工事の施工により、実施区域に隣接している住宅地に、粉じんの影響が及ぶことが懸念されるので、粉じんを評価項目として選定すること。</p>	<p>実施区域に隣接している西側の住宅地等への影響を考慮し、建設機械の稼働による粉じんを評価項目として選定した。</p> <p>建設機械の稼働による粉じん対策としては、適宜散水を行うとともに、必要に応じ、仮設の粉じん防止用の簡易舗装、敷き鉄板・砕石の敷設及び養生シートを設置する、天候の状況を勘案しながら工事を進める、一度に広い範囲の掘削工事を行わない等の適切な工事計画の立案・実施等による飛散防止対策を行う。</p>

<p>(2) 景観 景観は、特筆すべき自然景観資源等が存在しないことから選定しないとしているが、施設の存在により、身近な慣れ親しんだ景観が変化するので、景観を評価項目として選定すること。</p>	<p>周辺の住宅地等からの身近な慣れ親しんだ景観の変化という観点を考慮し、評価項目として選定した。 予測評価は、建物完成後のフォトモンタージュ等を作成し、現況の景観と比較することにより実施した。予測地点は、実施区域敷地境界から半径100m圏を近景域、800m圏を中景域、800m以遠を遠景域として設定し、実施区域周辺の地形、展望できる景観の特性、計画建物の高さ等を勘案し適切な地点を選定した。</p>
<p>2 調査及び予測計画について (1) 大気汚染 (二酸化窒素) 工事用車両等の走行による二酸化窒素の予測方法については、寄与濃度及びバックグラウンド濃度を個々に二酸化窒素濃度として算出した後、合算するとしているが、窒素酸化物濃度と二酸化窒素濃度の関係が非線形であることから、それぞれを窒素酸化物濃度として算出し、それらの合算した数値を二酸化窒素濃度に変換すること。</p>	<p>窒素酸化物濃度の二酸化窒素濃度への変換に統計モデルを採用する場合は、窒素酸化物濃度と二酸化窒素濃度の非線形関係を考慮して、対象事業に係る寄与濃度及びバックグラウンド濃度を合算した後に二酸化窒素濃度として算出する方法を採用した。</p>
<p>(2) 水象 (地下水) 地下水の調査範囲は、揚水により地下水位の変化が生ずると想定される範囲としているが、日量約3,000～5,000立方メートルの揚水により、地下水位の低下が広範囲に及ぶことも懸念されるので、綾瀬市だけでなく周辺の各市も調査範囲とすることを検討すること。</p>	<p>地下水の利用状況等については、文献調査並びに実施区域の位置する綾瀬市並びに綾瀬市周辺の藤沢市、大和市、海老名市及び座間市への聞き取り調査を実施しており、引き続き情報提供を行うとともに、調査を実施していく。 今後、住民等を対象とした説明会等を通じ、計画内容の周知を図るとともに、照会があった場合には、必要な調査等の実施により対応する。</p>
<p>(3) 安全 (交通) 交通の調査及び予測地点は、工事用車両及び関係車両の走行ルート上の2地点等としているが、配送車両等の運行により、綾瀬大橋入口交差点において渋滞が発生することも懸念されるので、当該交差点を調査及び予測地点として追加すること。</p>	<p>調査及び予測地点として、綾瀬大橋入口交差点についても選定した。 供用開始後の輸送車両ルートの設定及び業務関連交通に係る運行計画の策定に当たっては、実施区域周辺の道路状況や安全等を考慮しながら、混雑している路線にかかる負荷が極力小さくなるような運行計画とし、必要に応じて運行時間帯の調整等の配慮を行う。</p>
<p>3 環境の特性に基づき配慮しようとする内容について 緑化計画の具体化に当たっては、本件事業による周辺住宅地への影響の緩和やより良い地域環境の創出に配慮して、緑地の配置や植栽樹種の選定等を行うこと。</p>	<p>実施区域内における緑化に際しては、「工場立地法」に基づく工場敷地面積の15%以上及び「神奈川県みどりの協定実施要綱」に基づく実施区域面積の20%以上の緑地を設け、実施区域外周部に重点的に配置する計画である。 実施区域南西端の敷地（飛地部分）の一部を公園として整備し、綾瀬市に提供することとした。 深谷第一号雨水幹線暗渠部上部（約1,400㎡）は、緑道として既存の緑地も含め一体的に整備し、憩いの場とする計画とした。 また、植栽する樹木等は以下に示す事項を踏まえ、神奈川県土に適している樹木等から可能な限り選定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・西及び北側の緑地帯は住宅地及び厚木基地内米軍住宅に近接することから、ある程度の幅を確保した緩衝帯としての機能を持たせる。樹種については、常緑高木の列植を主に常緑中低木の植栽により景観に配慮した計画とし、防風植栽としての機能も併せ持たせる。・東側は常緑高木と中木による修景を行う。・南側の歩道沿いは常緑高木の列植と常緑中木による修景を行い、アプローチ部分は低木の植栽及び芝貼りとし、明るい空間創りを行う。

- ・ 構内道路沿いは中木と低木を密植する。
- ・ 街区公園及び緑道部分は既存の緑地と一体的に整備を行い、樹種については、常緑高木を中心に高・中・低木の落葉樹をバランス良く配置するとともに、花の咲く樹木も配置し、四季を感じさせる植栽計画とする。
- ・ 清涼飲料水製造工場であることから、衛生管理のため、工場敷地内には病気になりにくい虫害が発生しにくい樹種を選定する。

4 循環型社会の形成に向けた取組について

循環型社会の形成に向けて、生産者としての責務を果たす上での容器のリサイクル等に関する基本的な考え方を示した上で、本件事業において具体的にどのような取組をしようとしているのかを明らかにすること。

地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、「サントリー環境基本方針」を制定して、その「基本理念」「行動指針」に基づいた環境保全活動を進め、「人と自然と響きあう」持続可能な社会システムの構築に積極的に取り組んでいる。

地球の資源やエネルギーをできるだけ大切に使い、不要物の排出量をできるだけ抑制し、環境への負荷を下げるよう配慮し、効率的に商品を提供しようと考えており、エコプロダクツの開発、自然エネルギーの活用や容器の循環的な利用等の活動を進めている。

製造販売メーカーとして容器リサイクル推進のために、環境配慮の商品開発、再生原料の需要拡大及び業界におけるリサイクルシステムの構築・円滑な運営を目指した活動等に主体的に取り組んでいる。そして、「容器包装リサイクル法」を遵守し、事業者として応分の委託料を負担し、再商品化の義務を履行している。

〈対象事業の工場での取組〉

対象事業の実施においても、サントリーグループの基本理念・行動指針に則り、環境に配慮した工場を構築していく予定であり、環境面での主な取組は次のとおりである。

- ・ 建設資材にガラス瓶、廃タイヤ等の再生品を使用するとともに、従業員の制服には、PET容器の再生繊維を用いたものを使用する。
- ・ ボイラー燃料は主として都市ガスを使用するとともに、低NOx高効率バーナーを採用して、炭酸ガス及び硫黄酸化物・窒素酸化物の排出量を抑制する。
- ・ 排水処理の方法に嫌気性処理法を採用して、回収したメタンガスを燃料として利用し、燃料使用量の削減及びエネルギーの効率利用を図る。
- ・ 生産・空調用冷凍機は、特定フロンを使用せずアンモニア等を用いた設備を採用し、工場の主要な冷凍機をノンフロン化する。
- ・ 高効率小型ボイラー、排熱回収設備等を採用するとともに、台数制御運転等による高効率運転の維持に努め、省エネルギー化を図る。
- ・ 建設段階から廃棄物の減容・減量化、リサイクルに努めるとともに、稼働開始時期からウーロン茶・コーヒー粕等の植物性残さの再資源化に取り組む。
- ・ PET容器の軽量化を推進し、PET容器の総量削減となるよう努力する。
- ・ 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得を行う。